

府 番 第 2 2 1 号
総 官 参 第 4 9 号
平成 3 0 年 1 0 月 1 日

各府省番号制度主管課長 殿

内閣府大臣官房番号制度担当室参事官
(公 印 省 略)
総務省大臣官房参事官
(総務省大臣官房個人番号企画室長)
(公 印 省 略)

平成 3 0 年 7 月改版後のデータ標準レイアウトに基づく
試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な
事務手続の一覧及び省略可能な書類等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成 2 5 年法律第 2 7 号) 第 1 9 条第 7 号の規定に基づく情報照会及び同法
第 2 2 条第 1 項の規定に基づく情報提供(以下「情報連携」という。)について
は、「平成 3 0 年 7 月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の開始期
日、同日以降情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用の対
象とする事務手続の一覧等について(依頼)」(平成 3 0 年 5 月 1 8 日府番第 1
1 3 号、総官参第 2 5 号)により、平成 3 0 年 7 月改版後データ標準レイアウト
に基づく情報連携の対象事務手続一覧及び試行運用対象事務についてお知らせ
するとともに、「平成 3 0 年 7 月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連
携の開始期日について(依頼)」(平成 3 0 年 6 月 2 7 日府番第 1 5 1 号、総官
参第 3 7 号)により、本年 7 月 2 日から情報連携を開始しているところです。

今般、前記通知により試行運用を行っていた事務手続の運用状況等を各府省
で確認の上、一部を除き平成 3 0 年 1 0 月 9 日から本格運用の開始が可能と判
断されたことを踏まえ、「マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書
類の例(平成 3 0 年 1 0 月 9 日時点)」及び「情報連携可能な事務手続の一覧及
び省略可能な書類(平成 3 0 年 1 0 月 9 日時点)」を別紙 1 及び別紙 2 のとおり
整理しました。

また、試行運用において課題が把握されたこと等により、本格運用への移行を

延期し、引き続き試行運用を行うこととされた事務手続については、別紙2の（参考）に整理しました。

貴職におかれましては、関係制度所管部局を通じ、それぞれの所管制度の実務を行う地方公共団体（市区町村教育委員会、一部事務組合及び広域連合を含む。）の制度所管部局、行政機関及び独立行政法人等に対して、別紙2に掲載されている事務手続について本年10月9日から本格運用を行う旨を通知するとともに、試行運用において課題が把握された事務手続については留意点を示すなど、対応に遺漏のないよう、適切な周知・助言等をお願いいたします。

◎ 別紙の内容について

【別紙1】 マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例（平成30年10月9日時点）

情報連携に伴い、省略可能な書類（例 住民票の写し、課税証明書等）について主な例を示したもの

【別紙2】 情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成30年10月9日時点）

情報連携の本格運用の対象となる事務手続及び省略可能な書類の一覧（1221手続）

※いわゆる「公用請求」などにより、従来から添付書類を求めている事務手続についても掲載している。

※「左記情報を確認するために従来必要だった添付書類」の可否については、各地方公共団体・行政機関において取扱いが異なる場合がある。

※（参考）に記載された19手続については、引き続き情報連携の試行運用を行うこととしている。